

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成 23 年 6 月 14 日	159,000 円	足立区扇在住者	平成 21 年 3 月 11 日、扇中学校校庭での体育の授業中に、転倒防止の措置をしていなかったサッカーゴールが強風で転倒し、相手方が下敷きとなり、肝損傷及び腹腔内出血の傷害を負わせた。
平成 23 年 6 月 28 日	800,000 円	足立区梅田在住者	平成 21 年 10 月 28 日、元湊江公園を散策していた相手方が園内の石垣から降りた際、石垣上部の石が相手方の右足に落下

		し、右アキレス腱損傷の傷害を負わせた。
--	--	---------------------